

社会福祉法人豊延会 イシノ療護園相談支援事業所
(指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援サービス・指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法(及び児童福祉法)に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

目 次

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 事業の実施地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 事業所の営業日及び営業時間・・・・・・・・	3
5. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6. 事業所の提供するサービス・・・・・・・・・・	3
7. 利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8. 虐待防止のための措置に関する事・・・・・	4
9. その他運営に関する重要事項・・・・・・・・	4
10. 苦情等の受付について・・・・・・・・・・	5

社会福祉法人 豊延会
イシノ療護園 相談支援事業所

当事業所は、群馬県の指定を受けています。

【事業所番号】

指定特定相談:1033100155

指定障害児相談:1073100065

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 豊延会
所 在 地	群馬県邑楽郡大泉町寄木戸 1070
電話番号	0276-63-7652
FAX 番号	0276-63-7649
代 表 者	理事長 真下延男
法人の設立年月	昭和 58 年 6 月 28 日

2. 事業所の概要

事業所指定	指定特定相談支援事業所 事業所番号 1033100155 平成 24 年 12 月 1 日指定 平成 30 年 12 月 1 日指定更新
	指定障害児相談支援事業所 事業所番号 1073100065 平成 24 年 12 月 1 日指定 平成 30 年 12 月 1 日指定更新
名 称	イシノ療護園相談支援事業所
事業所所在地	群馬県邑楽郡大泉町寄木戸 1070
電話番号	0276-63-7652
FAX 番号	0276-63-7649
メールアドレス	soudanishino@blue.ocn.ne.jp
ホームページアドレス	http://www.houenkai.jp/html/ishino/soudanshien.htm
管 理 者	施設長 和田義明
事業の種類	特定相談支援事業、障害児相談支援事業
事業の目的	障害をお持ちの方やその家族に対する相談支援事業
事業の対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者
運営方針	・利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来る様、当該利用者の身体状況、その置かれている環境等に応じて、利用者またはその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。 ・相談支援の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ・相談支援の実施に当たっては、利用者または障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう行うものとする。 ・相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定特定相談支援、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3. 事業の実施地域

通常の実施地域	館林市・大泉町・邑楽町・千代田町・明和町・板倉町・太田市
---------	------------------------------

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 (国民の祝日、12月29日 ～ 1月3日を除く)
営業時間	午前9時 ～ 午後5時
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとっています。

5. 職員の体制

職 種	氏 名	勤務形態	業 務 内 容
管 理 者	和 田 義 明	常勤(兼務)	事業の運営管理
相談支援専門員	春 田 浩 志	常勤(専従)	サービス等利用計画の作成、 変更など
	諏 訪 恵	常勤(専従)	
	金 井 勇	常勤(兼務)	
事 務 員	須 藤 寿 予	常勤(兼務)	事 務 一 般

6. 事業所の提供するサービス

(1) サービス等利用計画の作成

利用者本人や家族等の来所による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス利用計画を作成します。

(2) サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行ないます。

福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(4) セルフプランによる作成

利用者本人や家族等が利用者等の希望する生活、総合的な援助方針などが記載されたサービス利用者を支援するための総合的な支援計画(トータルプラン)を自ら作成するセルフプランを希望した場合には、拒むことをせず作成に当たり助言等の協力を致します。

(5) その他

(1)から(4)までに付帯するその他必要な支援を行います。

7. 利用料金

(1) サービス利用料金

指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。また、通常の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費をいただきます。※別紙参照

(2) 支払方法

上記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、利用月の翌月10日頃にご請求しますので25日までに以下の方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

○窓口での現金支払い

イシノ療護園相談支援事業所窓口でお支払いください。

○指定口座への振込み

以下の指定口座への振り込みをお願いいたします。

ぐんまぎんこう おおいずみしてん ふつう よきん
群馬銀行 大泉支店 普通預金1399256
しゃかいふくしほうじんほうえんかい りょうご えんそうだんしえんじぎょうしょ かんりしゃ わだ よしあき
社会福祉法人豊延会 イシノ療護園相談支援事業所 管理者 和田義明

費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 責任者氏名 和田 義 明
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

9. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を、整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保いたします。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 利用者及びその家族の個人情報については、事業者が定める「個人情報保護規程」に基づき取り扱います。
- (6) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (7) 提供した指定相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (8) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。
- (9) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

10. 苦情等の受付について

サービスに対する苦情やご意見、サービス等利用計画に作成に関する相談、利用者の録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けております。

(1) 当事業所における苦情等の受付及びサービス利用等の相談

受付窓口担当者	春田浩志(相談員)
苦情解決責任者	和田義明(管理者)
連絡先	TEL:0276-63-7652 FAX:0276-63-7649
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※国民の祝日、12月29日～1月3日を除く

(2) 第三者委員

【(社法)豊延会監事】岡田良次(保育園長) 所在地 群馬県邑楽郡大泉住吉8番7号 TEL:0276-62-2049
【(社法)豊延会 評議員】渡辺政和(元大泉町町議会議員) 所在地 群馬県邑楽郡大泉町北小泉1-23-3 TEL:0276-63-2987

(3) 行政機関その他苦情受付機関

群馬県運営適正化委員会(群馬県社会福祉協議会内) 所在地 群馬県前橋市新前橋 13-12 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 TEL:027-255-6669 FAX:027-255-6173 ※祝日・年末年始は除きます。
--

令和 年 月 日

イシノ療護園相談支援事業所が提供する相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所住所 群馬県邑楽郡大泉町寄木戸1070

事業所名 イシノ療護園相談支援事業所

代表者氏名 管理者 和田 義明 印

説明者氏名 相談支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所

氏 名 印

家 族(代理人等)

住 所

氏 名 印

続 柄

T E L () -

(1)特定相談支援費

(1単位10円)

基本	単位
機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)(1月につき)	1,672
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)(1月につき)	1,410
加算	単位
初回加算(1月につき)	300
利用者負担金上限額管理加算(1月につき)	150
入院時情報連携加算(Ⅰ)(1月につき)	200
入院時情報連携加算(Ⅱ)(1月につき)	100
通院・退所加算(3回を限度)(1回につき)	200
医療・保育・教育機関等連携加算(1月につき)	100
サービス担当者会議実施加算(1月につき)	100
サービス提供時モニタリング加算(1月につき)	100
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問・会議参加・それぞれで月1回を限度)(情報提供以外/1月につき)	300
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問・会議参加・それぞれで月1回を限度)(情報提供/1月につき)	100
集中支援加算(訪問・会議開催・会議参加・それぞれで月1回を限度)(1月につき)	300
地域生活拠点等相談強化加算(月4回を限度)(1月につき)	700

(2)障害児相談支援費

(1単位10円)

基本	単位
機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)(1月につき)	1,842
機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)(1月につき)	1,527
加算	単位
初回加算(1月につき)	500
利用者負担金上限額管理加算(1月につき)	150
入院時情報連携加算(Ⅰ)(1月につき)	200
入院時情報連携加算(Ⅱ)(1月につき)	100
通院・退所加算(3回を限度)(1回につき)	200
医療・保育・教育機関等連携加算(1月につき)	100
サービス担当者会議実施加算(1月につき)	100
サービス提供時モニタリング加算(1月につき)	100
保育・教育等移行支援加算(訪問・会議参加・それぞれで月1回を限度)(情報提供以外/1月につき)	300
保育・教育等移行支援加算(訪問・会議参加・それぞれで月1回を限度)(情報提供/1月につき)	100
集中支援加算(訪問・会議開催・会議参加・それぞれで月1回を限度)(1月につき)	300
地域生活拠点等相談強化加算(月4回を限度)(1月につき)	700

(3)その他の費用

(円)

内容	金額
交通費(実施地域外1kmにつき)	25
白黒コピー代(1枚につき)	10